

## 旭川市手話施策推進会議 委員名簿

委員 10 人（敬称略）

氏 名	所 属	備 考
山根 昭治	一般社団法人旭川ろうあ協会 理事長	ろう者
中川 雅敏	一般社団法人旭川ろうあ協会 副理事長	ろう者
橋本 由美	一般社団法人旭川ろうあ協会 事務局長	ろう者
菅原 さとみ	聴覚障害者等協力員	手話通訳者
栗田 克実	旭川大学教授	学識経験者
村岡 篤子	手話サークル連絡協議会旭川三親会	市長が適当と認めた者
山村 千景	北海道手話通訳問題研究会道北支部	市長が適当と認めた者
今井 慶子	聴覚障がい者の家族	市長が適当と認めた者
加藤 弘		公募に応じたもの
飛弾野 弓子		公募に応じたもの

## 旭川市手話言語に関する基本条例

(手話施策推進会議)

第6条 手話に関する施策の推進及び実施状況についての検証等をするため、旭川市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) ろう者
- (2) 手話通訳者
- (3) 学識経験者
- (4) 市長が適当と認めた者
- (5) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○旭川市手話施策推進会議規則

平成28年8月10日規則第77号

旭川市手話施策推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市手話言語に関する基本条例（平成28年旭川市条例第50号）第6条第5項の規定に基づき、旭川市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、福祉保険部障害福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。